【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（学識経験者に対する鑑定命令）

**第百八十五条の四**　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

２　審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

３　民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（学識経験者に対する鑑定命令）

第百八十五条の四　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

２　審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

３　民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

（改正前）

（新設）

第百八十五条の四　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

②　審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

③　民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百八十五条の四　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

②　審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

③　民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

（改正前）

（新設）